

別表第1 (第9条関係)

1 道場施設専用利用料

区	分	利 用 料					
		午前又は 午後	夜 間	全 日			
主道場	入場料が無料の場合	全体利用		12,340円	22,210円	46,890円	
		4分の3利用		9,250円	16,660円	35,160円	
		2分の1利用		6,170円	11,100円	23,440円	
		4分の1利用		3,080円	5,550円	11,710円	
	アマチュアスポーツ に利用する場合	入場料が有料の場合	平 日	全体利用	37,020円	46,900円	120,940円
				4分の3利用	27,770円	35,170円	90,710円
				2分の1利用	18,510円	23,450円	60,470円
				4分の1利用	9,250円	11,720円	30,220円
		祝日等	全体利用	44,430円	56,360円	145,220円	
			4分の3利用	33,320円	42,270円	108,910円	
			2分の1利用	22,210円	28,180円	72,600円	
			4分の1利用	11,100円	14,090円	36,290円	
	アマチュアスポーツ以外 に利用する場合	入場料が無料の場合	平 日	全体利用	100,790円	110,670円	312,250円
				4分の3利用	75,600円	83,000円	234,200円
				2分の1利用	50,390円	55,330円	156,110円
				4分の1利用	25,190円	27,660円	78,040円
		祝日等	全体利用	120,960円	132,890円	374,810円	
			4分の3利用	90,720円	99,660円	281,100円	
			2分の1利用	60,480円	66,440円	187,400円	
			4分の1利用	30,240円	33,220円	93,700円	
		入場料が有料の場合	平 日	全体利用	252,200円	262,070円	766,470円
				4分の3利用	189,150円	196,560円	574,860円
				2分の1利用	126,100円	131,030円	383,230円
				4分の1利用	63,050円	65,510円	191,610円
祝日等			全体利用	302,700円	314,530円	919,850円	
			4分の3利用	227,000円	235,950円	689,860円	
			2分の1利用	151,400円	157,260円	459,970円	
			4分の1利用	75,700円	78,680円	229,980円	
柔道場又は 剣道場	入場料が無料の場合	全体利用		4,620円	7,090円	16,330円	
		3分の2利用		3,080円	4,730円	10,890円	
		3分の1利用		1,540円	2,360円	5,440円	
	入場料が有料の場合	平 日	全体利用		13,880円	16,350円	44,110円

	アマチュアスポーツ以外 に利用する場合	場合		3分の2 利用	9,250 円	10,900 円	29,400 円	
				3分の1 利用	4,620 円	5,450 円	14,690 円	
			祝日等	全体 利用	16,660 円	19,640 円	52,960 円	
				3分の2 利用	11,100 円	13,160 円	35,360 円	
				3分の1 利用	5,550 円	6,580 円	17,680 円	
		入場料が 無料の 場合	平 日	全体 利用	7,090 円	9,560 円	23,740 円	
				3分の2 利用	4,730 円	6,370 円	15,830 円	
				3分の1 利用	2,360 円	3,180 円	7,900 円	
			祝日等	全体 利用	8,530 円	11,510 円	28,570 円	
				3分の1 利用	2,870 円	3,900 円	9,560 円	
	入場料が 有料の 場合	平 日	全体 利用	17,690 円	20,150 円	55,530 円		
			3分の2 利用	11,820 円	13,470 円	37,110 円		
			3分の1 利用	5,960 円	6,780 円	18,700 円		
		祝日等	全体 利用	21,290 円	24,270 円	66,650 円		
			3分の2 利用	14,190 円	16,250 円	44,630 円		
			3分の1 利用	7,190 円	8,220 円	22,600 円		
	副道場	アマチュアスポーツ に利用する場合	入場料が 無料の 場合	全体利用	3,080 円	5,550 円	11,710 円	
				2分の1利用	1,540 円	2,770 円	5,850 円	
			入場料が 有料の 場合	平 日	全体 利用	9,250 円	11,720 円	30,220 円
					2分の1 利用	4,620 円	5,860 円	15,100 円
祝日等				全体 利用	11,100 円	14,090 円	36,290 円	
				2分の1 利用	5,550 円	7,090 円	18,190 円	
アマチュアスポーツ以外 に利用する場合		入場料が 無料の 場合	平 日	全体 利用	3,290 円	5,750 円	12,330 円	
				2分の1 利用	1,640 円	2,870 円	6,150 円	
			祝日等	全体 利用	4,010 円	6,990 円	14,810 円	
				2分の1 利用	2,050 円	3,490 円	7,400 円	
		入場料が 有料の 場合	平 日	全体 利用	8,220 円	10,690 円	27,130 円	
				2分の1 利用	4,110 円	5,340 円	13,560 円	
			祝日等	全体 利用	9,870 円	12,850 円	32,590 円	
				2分の1 利用	4,930 円	6,480 円	16,340 円	

注1 この表において、「午前」とは午前9時から午後1時までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」と

は午後5時から午後9時までをいう。

2 この表において、「平日」とは祝日等以外の日を、「祝日等」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。

3 午前及び午後又は午後及び夜間を継続して専用利用する場合の利用料は、午前及び午後又は午後及び夜間の利用料の合計額とする。

4 利用者が商品の宣伝、展示、販売等営利を目的として専用利用する場合の利用料は、入場料徴収の有無にかかわらず、入場料が有料の場合に相当する額とする。

5 リハーサル、準備又は整理のために利用する場合の利用料は、入場料が無料の場合に相当する額とする。

6 午前、午後又は夜間に柔道場、剣道場又は副道場を時間を単位として専用利用する場合の利用料は、1時間までごとに、それぞれの区分の利用料の1時間当たりの額(100円未満切上げ)に相当する額とする。

7 休館日の午前、午後又は夜間に施設を専用利用する場合の利用料は、表中の額又は前項に定める額の110パーセント(100円未満切上げ)に相当する額とする。

8 午後9時から翌日の午前9時までの間に専用利用する場合の利用料は、1時間までごとに、次の表に定める額とする。

区 分		利 用 料
主道場	午後9時から翌日の午前6時まで	夜間の利用料の1時間当たりの額(100円未満切上げ)の 110パーセントに相当する額(100円未満切上げ)
	午前6時から午前9時まで	午前の利用料の1時間当たりの額(100円未満切上げ)の 110パーセントに相当する額(100円未満切上げ)
柔道場、剣道場及び副道場	午後9時から翌日の午前6時まで	夜間の1時間までごとの利用料の 110パーセントに相当する額(100円未満切上げ)
	午前6時から午前9時まで	午前の1時間までごとの利用料の 110パーセントに相当する額(100円未満切上げ)

2 会議室施設利用料

区 分	利用料(1時間までごとにつぎ)
大会議室(アマチュアスポーツ)	1,540 円
中会議室(アマチュアスポーツ)	820 円
小会議室(アマチュアスポーツ)	510 円
大会議室(アマチュアスポーツ以外)	4,500 円
中会議室(アマチュアスポーツ以外)	1,600 円
小会議室(アマチュアスポーツ以外)	1,000 円

3 道場施設及びトレーニング施設共同利用料

区 分		単 位	利用料	
小学校の児童、 中学校、高等学 校及び中等教 育学校の生徒 その他これら に類する者	主道場	1時間までごとにつき	50 円	
	柔道場	1時間までごとにつき	50 円	
	剣道場	1時間までごとにつき	50 円	
	副道場	1時間までごとにつき	50 円	
	トレーニング施設	トレーニング機器	1回につき	100 円
		一般体力測定	1回につき	510 円
		筋力系専門体力 測定	1回につき	1,540 円
		心肺系専門体力 測定	1回につき	3,080 円
15歳以上の者 (中学校、高等 学校及び中等 教育学校の生 徒その他これ らに類する者 を除く。)	主道場	1時間までごとにつき	100 円	
	柔道場	1時間までごとにつき	100 円	
	剣道場	1時間までごとにつき	100 円	
	副道場	1時間までごとにつき	100 円	
	トレーニング施設	トレーニング機器	1回につき	300 円
		一般体力測定	1回につき	1,020 円
		筋力系専門体力 測定	1回につき	1,540 円
		心肺系専門体力 測定	1回につき	3,080 円

注 トレーニング機器を利用する場合において、回数券を利用するときの利用料は、この表の規定にかかわらず、1人11回につき、この表に規定するトレーニング機器の利用料の額に10を乗じて得た額とする。

別表第2(第9条関係)

1 附属設備及び備品の利用料

番号	種類又は品目		単位	利用料
1	せり舞台		1基1日につき	3,290 円
2	バトン		1本1日につき	1,020 円
3	ホイスト		1組1日につき	1,020 円
4	音響設備	主道場	1式1日につき	2,050 円
		柔道場、剣道場、副道場		1,020 円
		大会議室		510 円
5	大型映像表示設備	(1) アマチュアスポーツ以外に主道場を利用する場合において、入場料が有料のとき又は営利を目的として利用するとき。	1式1時間までごとにつき	10,800 円
		(2) 主道場を利用する場合において、(1)に該当しないとき。	1式1時間までごとにつき	2,160 円
6	フォークリフト		1台1日につき	5,140 円
7	フロアシート		1本1日につき	510 円
8	コンポジットパネル		1枚1日につき	30 円
9	持込電気機器(イベント用配電盤利用時)		1キロワットまでごとにつき	200 円
10	いす(アマチュアスポーツ以外に主道場、柔道場、剣道場又は副道場を利用する場合において、入場料が有料のとき又は営利を目的として利用するとき。)		1脚1日につき	50 円

2 冷暖房設備の利用料

区分	利用料(1時間までごとにつき)
主道場	10,900 円
柔道場	710 円
剣道場	710 円
副道場	710 円